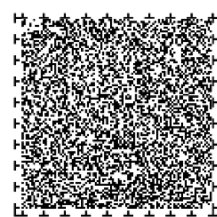


私たちにできることを  
一緒に考えてみませんか？

# ハンセン病問題を 正しく理解しよう



# わたしたちにできること

学校や家庭でも話し合ってみませんか？

- 親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない！。
- 実名を名乗ることができない！。
- 結婚しても子どもを産むことが許されない！。
- 一生、療養所から出て暮らすことができない！。
- 死んでもふるさとの墓に埋葬してもらえない！。

こうした生活をハンセン病患者・元患者の皆さんは長い間、強いられてきました。想像してみてください。

誤った国の政策などによって、長い間多くの偏見と差別に苦しんできました。今まで間違えて伝えられてきた病気、そしてその実態が、ようやく正しく伝えられるようになりました。

ハンセン病問題について、正しい知識と理解を持つこと。これが差別や偏見をなくす第一歩なのです。このリーフレットをきっかけに、一人でも多くの人たちにハンセン病問題のことを正しく知ってほしいのです。

## 福岡県での取り組み

福岡県では、ハンセン病問題に関する普及啓発等の事業を実施している福岡県ハンセン病協会とともに、里帰り事業や見舞金品の支給、療養所の施設見学研修等を毎年実施しています。また、ハンセン病問題を正しく理解していただくため、リーフレット、冊子の配布等の啓発事業を行っています。今後も、皆様の意見、要望をお聞きしながら、ハンセン病問題に取り組んでいくこととしています。



## ハンセン病問題とは、近代以降の国の誤ったハンセン病対策が原因で、ハンセン病患者・元患者や家族が差別を受けた人権問題です。

ハンセン病患者に対しては「癩予防法」という法律のもとで療養所への隔離政策が進められました。

1953年(昭和28年)、患者の反対を押し切ってこの法律を引き継ぐ「らい予防法」が成立しました。この法律の問題点は、患者隔離が継続され、退所規定が設けられていないことでした。つまり、ハンセン病患者は療養所に収容されると



ハンセン病と診断された患者は強制的に療養所に入所させられました。  
国立ハンセン病資料館提供

一生そこから出ることが出来なかったのです。

1946年(昭和21年)にハンセン病の特効薬「プロミン」が登場し、その後、新しい飲み薬タイプの治療薬が開発され、ハンセン病は適切な治療をすれば、治る病気になっていました。しかし、国が療養所等の予算の確保を優先し、らい予防法を廃止しなかったことや、私たち国民の無関心、あるいはハンセン病についての理解不足により患者の強制収容が続けられたのです。

1955年(昭和30年)前後から徐々に規制が緩和され、病気が治って自主的に退所する人たちも出てきました。しかし彼らは療養所に入所する際に、社会や家族と断絶させられており、療養所の外では頼る人はなく、やむなく療養所に戻る人も少なくありませんでした。

厚生労働省「ハンセン病の向こう側」より一部抜粋

## ハンセン病の隔離政策が終わったのはつい最近のことです

「らい予防法」は1996年(平成8年)によろやく廃止されました。1998年(平成10年)には入所者らによって熊本地裁に国のハンセン病政策の転換が遅れたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提起されました。続いて東京、岡山でも提訴が行われました。

2001年(平成13年)、熊本地裁で原告勝訴の判決が下されました。国はハンセン病問題は早期に全面解決する必要があると判断し、原告の主張を受け入れ、控訴をしませんでした。

また、2019年(令和元年)、ハンセン病政策により家族も差別や偏見の被害を受けたとして、元患者の家族が国を相手に起こしたハンセン病家族訴訟についても、熊本地裁で原告勝訴の判決が下されました。



菊池恵楓園(熊本県)の隔離の壁  
国立ハンセン病資料館提供

国は、これまでの政策下で患者・元患者のみならず家族に対しても極めて厳しい偏見・差別が存在した事実を認め、政府として反省とお詫びを述べ、控訴しませんでした。

そして、家族への補償制度を創設するとともに、引き続き、元患者・家族の名誉回復、社会復帰支援及びハンセン病問題の啓発活動等に取り組んでいます。

厚生労働省「ハンセン病の向こう側」より一部抜粋

## ハンセン病に関する法律・政策の変遷

1873年(明治6年)	ハンセン(ノルウェー)がらい菌を発見
1907年(明治40年)	「癩予防二関スル件」公布
1929年(昭和4年)	「無らい県運動」始まる
1931年(昭和6年)	「癩予防法」公布
1943年(昭和18年)	米国でプロミンの治らい効果発表
1947年(昭和22年)	国内で治療薬プロミンの使用開始
1953年(昭和28年)	「らい予防法」公布
1954年(昭和29年)	らい予防法による患者家族への生活保護開始
1960年(昭和35年)	WHOが差別法の撤廃、外来治療を提唱
1988年(昭和63年)	邑久長島大橋開通
1995年(平成7年)	日本らい学会が、らい予防法の廃止を求める見解を発表
1996年(平成8年)	「らい予防法」廃止
2001年(平成13年)	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」公布、施行 熊本地裁国家賠償請求訴訟判決(原告勝利)
2002年(平成14年)	国立ハンセン病療養所等退所者給与金及び死没者改葬費の制度創設
2005年(平成17年)	国立ハンセン病療養所等非入所者給与金事業開始
2006年(平成18年)	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律公布、施行
2009年(平成21年)	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行
2019年(令和元年)	「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」公布、施行 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」公布、施行

## 偏見・差別の助長

- ハンセン病は中世では「天刑病」(天から罰せられたという偏見)、「業病」(前世の悪業の報いという偏見)、近世では遺伝病、近代においては隔離が必要な恐ろしい伝染病という様々な認識をもたれていました。
- 隔離政策により、強制的に療養所に隔離されたり、家が消毒されたりして、感染力が強い病気、怖い病気という偏見や差別が広まりました。また全国で、ハンセン病患者を排除しようとする、「無らい県運動」が官民一体となって行われました。
- 有効な治療薬プロミンが開発されるまでは、発病すると病気が進行してしまい、不治の病と考えられていました。



プロミン(注射薬)  
国立ハンセン病資料館提供

## ハンセン病療養所入所者・退所者が受けた苦しみ

ひのこうき  
日野弘毅さんの手記 【熊本地裁国家賠償請求訴訟判決〔2001年(平成13年)〕に対し、国の控訴断念を首相に要請した際】

昭和24年、16歳で入所して以来、ずっと療養所の中におります。

私にも愛する家族がありました。

昭和22年の夏、突然保健所のジープがやってきました。私を収容しに来たのです。母はきっぱりと断ってくれました。ところがジープは繰り返しやって来ました。昭和24年の春先、今度は白い予防着の医者がやってきて私を上半身裸にして診察したのです。

その日から私の家はすさまじい村八分にあいました。18歳だった姉は婚約が破談になり、家を出なければならなくなりました。

小学生の弟は、声をかけてくれる友達さえいなくなりました。

弟がある日、学校から帰ってきて母の背中をこぶしでたたきながら「ぼく病気でないよね。ぼく病気でないよね。」と泣き叫んだ姿を忘れることはできません。

このまま家にいれば、みんながだめになると思い、自分から市役所に申し出て、入所しました。それなのに家族の災厄はやみませんでした。

それから20年あまり、母が苦勞の果てに亡くなったときも、見舞いに行くことも、葬儀に参列して母の骨を拾うことも、かないませんでした。

18歳の時、家を飛び出した姉は、生涯独身のまま、平成8年、らい予防法が廃止になった年の秋に自殺しました。姉の自殺は母の死以上に、私を打ちのめしました。

姉の思い。母の思い。いまだに配偶者に私のことを隠している弟、妹の思い。そのために私は訴訟に立ちました。

裁判の日、私は詩をつくりました。

太陽は輝いた  
90年  
長い長い暗闇の中  
ひとすじの光が走った  
鮮烈どなって  
硬い巖を砕き  
光が走った  
私は俯かないでいい  
光の中を  
胸を張って歩ける  
もう私は俯かないでいい  
太陽は輝いた

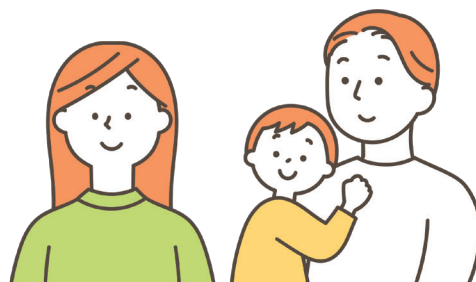
## ハンセン病は治る病気です

ハンセン病は皮膚や末梢神経の病気で、外見上に特徴的な変化が生じたり、熱さ、冷たさ、痛みなどの感覚が麻痺するため、火傷や傷が出来ても分からなかったりすることがあります。

不治の病ではなく、現在では、いくつかの薬剤を併用する「多剤併用療法」等の適切な治療により完治し、早期に治療すれば、身体に障害を残すことはありません。

## 日常生活で感染することはありません

「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい病気です。感染しても発病することはほぼありません。現在の日本の衛生状態や医療状況、生活環境を考えると、「らい菌」に感染しても、ハンセン病になることはほとんどありません。



## 誰もが安心して暮らせる社会へ

- どんな病気であっても、病気にかかることによって、その人の人権が損なわれることがあってはなりません。
- 隔離政策が90年近くも続いたため、入所者の方々は社会生活が困難となっています。
- ハンセン病元患者の皆さんの中には、自分の故郷に帰ることを希望されている方もおられます。しかし、地域での偏見や差別が根強く残っている所もあり、社会復帰は難しいのが現実です。
- ハンセン病家族訴訟に参加した家族のほとんどは匿名で参加しており、また、判決後もハンセン病元患者である家族がいることを周囲に打ち明けることができる人は多くありません。
- ハンセン病元患者・家族の皆さんに、充実した日々を過ごしていただくためには、私たち一人ひとりが過去の反省にたって、ハンセン病問題について真摯に考える必要があります。



# ハンセン病問題について正しい知識を持ち 差別や偏見のない社会を作ろう!!

全国の  
ハンセン病  
療養所  
14カ所

2025年(令和7年)5月1日現在、  
全国で641名の方が、  
ハンセン病の療養所で生活をしています。  
入所されている方の平均年齢は、  
約89歳と高齢になっています。

※( )内は2025年(令和7年)5月1日現在の入所者数  
※神山復生病院は私立、その他は国立です。



## お問い合わせ先

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課  
TEL.092-643-3576 FAX.092-643-3331

## ウェブサイト

●厚生労働省(ハンセン病に関する情報ページ)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/hansen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html)

●法務省(ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう)  
[http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00151.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html)

